

名取市高館浄水場等運転維持管理業務委託プロポーザル募集要領

1 事業の趣旨・目的

本要領は、名取市が管理する送水施設、浄水場及び配水施設等の運転維持管理業務委託（以下「業務委託」という。）に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2 業務概要

- (1) 業 務 名 名取市高館浄水場等運転維持管理業務委託
- (2) 業務内容 名取市水道事業所が管理する施設等の管理運営及び浄水場運転に係る一切の業務（詳細は「名取市高館浄水場等運転維持管理業務委託性能仕様書」（以下「性能仕様書」という。）のとおり）
- (3) 履行期間 令和9年4月1日から令和14年3月31日まで
ただし、委託業務開始前の3か月程度は準備及び事務引継並びに習熟運転期間とし、当該期間に係る費用は受託事業者の負担とする。
- (4) 業務場所 名取市水道事業所が管理する施設等
（詳細は「性能仕様書」のとおり）
- (5) 提案上限額 1, 268, 355千円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 名取市税を滞納していない者であること。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされていない者及びその開始決定がされている者でないこと。
- (4) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 名取市暴力団排除条例（平成24年名取市条例第28号）第2条第1項第2号に規定する暴力団、同項第3号に規定する暴力団員、同項第4号に規定する暴力団員等に該当しないこと及びその経営に実質的に関与していないこと。
- (7) 宮城県内に事業所または営業拠点を有していること。
- (8) 名取市の競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。ただし、競争入札参加資格者名簿に登録されていない場合は、今回の業務において

のみ、下記書類一式を参加申込書と同時に提出し、競争入札参加資格審査の基準を満たすことが確認できれば、参加資格があるものとみなす。

ア 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明）の写し

イ 印鑑証明書（写しでも可）

ウ 法人にあっては、直近年度の国税（法人税及び消費税）、都道府県税（法人事業税）、市区町村民税（法人市区町村民税、固定資産税）の納税証明書の写しまたは未納がないことの証明書の写し

（９）企画提案募集に係る公告の日から企画提案の日までの期間に、名取市の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。

（１０）提案事業が完了するまで責任を持って履行できること。

（１１）水道技術管理者の資格を有する者が在籍していること。また、契約期間中も受託水道業務技術管理者を配置できること。

（１２）共同企業体など複数事業者による共同提案にあっては、構成員すべてが（１）～（１０）の参加資格を満たし、水道技術管理者の資格を有する者が構成員あわせて１名以上在籍していること。

４ スケジュール

項 目	日 程
１ 公告・募集要領等の公表	令和８年７月１日（水）
２ 現場説明会	令和８年７月８日（水）
３ 質問の受付期限	令和８年７月２９日（水）
４ 質問に対する回答	令和８年８月５日（水）
５ 参加申込書等の提出期限	令和８年８月１９日（水）
６ 参加資格確認通知	令和８年８月３１日（月）
７ 企画提案書提出期限	令和８年９月２５日（金）
８ プレゼンテーションによる審査	令和８年１０月１４日（水）
９ 審査結果通知	令和８年１０月下旬
１０ 審査結果の公表	令和８年１０月下旬
１１ 契約締結	令和８年１２月下旬
１２ 業務委託習熟運転期間	令和９年 １月～３月
１３ 委託業務開始	令和９年４月１日（木）

５ 参加手続

（１）担当部署及び問い合わせ先

〒981-1243 宮城県名取市高館川上字来光２７
名取市水道事業所 浄水係

TEL 022-382-2825 FAX 022-384-7350

メールアドレス suidou@city.natori.miyagi.jp

(2) 募集要領等の配布

ア 配布期間：令和8年7月1日（水）～令和8年8月19日（水）
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

イ 配布場所及び受付場所 名取市高館川上字来光27（高館浄水場）
上記（1）の担当部署で配布するほか、名取市ホームページからダウンロードできる。

(3) 応募書類の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期間：令和8年7月1日（水）～令和8年8月19日（水）
※提出期間後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所：（1）に同じ。

ウ 提出方法：持参（平日の午前9時～午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る。必着とする。）

(4) 提出書類

	提出書類	備考
1	参加申込書（様式2号）	
2	委任状（様式4号）	この企画提案にかかる本市との取引を代理人（支店長、営業所長等）に行わせる場合は、委任状を作成の上、提出すること。
3	会社概要（様式5号）	提案者の事業内容について記載すること。会社概要パンフレットを作成している場合は、添付すること。
4	法人の定款等 法人の規約類	会社等の法人の目的（事業）、内部組織、活動に関する根本規則、運営規程
5	財務諸表等	(1) 3年間の収益性・成長性などの経営成績を示す決算書（直近3年分） (2) 会社が保有している資産、負債及び純資産について記載したもの（直近3年分）
6	水道技術管理者の確認	資格を有する者が在籍していることを確認できる書類
7	共同企業体で参加の場合 （ア）共同企業体届出書 （イ）共同企業体協定書 （ウ）委任状	

	(エ) 使用印鑑届	
8	名取市の競争入札参加資格者名簿に登録されていない場合 ア 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明）の写し イ 印鑑証明書（写しでも可） ウ 法人にあつては、直近年度の国税（法人税及び消費税）、都道府県税（法人事業税）、市区町村民税（法人市区町村民税、固定資産税）の納税証明書の写しまたは未納がないことの証明書の写し	

6 参加資格結果の通知

参加を希望する者から提出された参加申込書及び添付資料を基に参加資格を審査し、その結果について、令和8年8月31日までに参加資格確認通知書（様式8号）を電子メールで送付する。

なお、結果の経緯及び審査内容に関する問合せには応じない。また、審査結果に対する異議申立ては受け付けない。

7 現場説明会

具体的な業務内容等について、参加希望者の理解を深め、市の意向に沿った企画提案書の提出を促すために現場説明会を開催する。参加は任意とし、参加の有無は審査に影響しない。

日時： 令和8年7月8日（水） 午前9時から午後4時まで

場所： 高館浄水場のほか、名取市が管理する送水施設、浄水場及び配水施設等

参加人数： 1事業者2名以内

現場説明会への参加を希望する者は、令和8年7月6日正午までに、5（1）の連絡先へ連絡の上、現場説明会申込書（様式3号）を提出すること。（FAX、電子メールによる提出も可）

8 質問・回答

質問がある場合は、質問書（様式1号）を次により提出すること。質問書以外での問い合わせについては、一切受け付けない。また、質問期限以降の質問は受け付けない。

- (1) 受付期間：公募開始日～令和8年7月29日（水）午後5時必着
- (2) 質問方法：持参（平日の午前9時～午後5時まで）のほか、郵便、FAX又は電子メールにより、5の（1）に提出すること。
- (3) 留意点：次の点に留意して記載すること。

ア 件名は「名取市高館浄水場等運転維持管理業務委託に関する質問」とすること。

イ 質問者の会社名、名称、住所、担当者名、連絡先電話、FAX番号及び電子メールアドレスを記載すること。

ウ 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。

- (4) 回答：質問に対する回答は、競争上の地位その他利害を害するおそれがあるものを除き、令和8年8月5日までに名取市ホームページに掲示し、個別には回答しない。

9 企画提案書などの提出

(1) 提出書類

	提出書類	備考
1	企画提案書（様式7号）	代表者印押印のうえ、企画提案書（任意様式）のもと併せて提出すること。 別紙に示す評価基準に沿った提案とすること。 自由提案についても記載すること。 企画提案書（任意様式）については正本1部、副本10部を提出すること。
2	実績調書（任意様式）	同種・類似の事業の実績について記入すること。
3	業務工程表（任意様式）	履行期間中における業務のスケジュールについて記入すること。
4	業務実績調書（様式6号）	官公署における委託業務等（水道事業関連）の受託実績を記載すること。また、契約書頭書の写しなど契約内容を証明できる部分のみを添付すること。
5	費用見積書（様式9号）	見積金額を記入すること。 見積もりには明細を添付し、数量、単価等積算根拠を明らかにすること。 消費税及び地方消費税相当額を含む額とし、提案上限

		額を超える提案は失格とする。
6	プレゼンテーション出席者報告書（様式 10 号）	プレゼンテーション審査に出席する者について記入すること。

（２）提出された応募書類の取扱い

ア 提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の優先交渉権者等の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、名取市情報公開条例に基づき取り扱うこととする。公開することにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる情報は、同条例第 10 条第 3 号の規定により不開示となる場合があるので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。

イ 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

ウ 提出された応募書類は返却しない。

エ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

オ 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任はすべて提案者が負う。

10 評価方法等

（１）評価基準

プレゼンテーションの内容を評価し、点数化する。審査の基準は、別紙「評価基準」のとおりとする。

（２）プレゼンテーションの実施方法

参加者側の出席は原則 5 名以内とし、準備を含め 30 分以内の説明の後、15 分の質疑を行う。資料の差し替え、審査委員に対する質問は認めない。

（３）評価方法

企画提案書、費用見積書、プレゼンテーションについて、評価基準に基づいて、審査委員会において評価する。

（４）優先交渉権者等の選定方法

ア 失格者を除いた者の内、（３）の評価得点が最も高い者を契約の相手方の優先交渉権者と、次に高い者を次順位交渉権者と選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、見積の金額が最も安価な者を優先交渉権者とし、価格も同額の場合については、くじ引きにより優先交渉権者を選定する。

ウ ア、イに関わらず、評価得点の得点率が60%未満の場合となった場合などにおいては、優先交渉権者及び次順位交渉権者として選定しないことがある。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 参加申込書を提出した後、提出期限内に企画提案書などの提出がされない場合

イ 本業務の提案金額が提案上限額を超えた場合

ウ 提出した書類に虚偽の内容が記載されている場合

エ 審査の公平に影響を与える行為があった場合

オ 他の提案者と提案内容などについて相談を行った場合

カ 優先交渉権者等選定終了までの間に、他の提案者に対して提案内容を意図的に開示した場合

キ 契約締結までの間にプロポーザルの参加資格に記載した条件を満たさなくなった場合

ク プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合

1.1 選定結果の通知・公表

優先交渉権者等選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果についてプロポーザル選定結果通知書（様式11号）を郵送し、通知する。

また、選定結果通知日翌営業日に、下記項目において名取市ホームページにおいて公表する。

【公表事項】

(1) 優先交渉権者となった企画提案者の名称及び評価得点

(2) (1) 以外の企画提案者の評価得点。ただし、この場合、企画提案者の名称を伏せたまま評価得点を公表するものとする。

1.2 契約手続

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と名取市との間で、委託内容協議を行い、委託内容、経費等について再度調整を行った上、見積書を徴収し、委託契約を締結する。なお、契約金額については企画提案時に提出した費用見積書（様式9号）に記載した金額を上限とする。

(2) 契約の相手方の優先交渉権者等は、円滑に受託業務を行うことができるよう、自らの責任において準備を行い、準備に必要な経費を負担するものとする。

(3) 受託者は契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約と同時に納付し

なければならない。ただし、名取市契約規則第 3 6 条第 1 項各号に該当する場合は契約保証金を免除する。

- (4) 契約代金の支払いについては部分払いとし、毎月の月間業務完了検査に合格したのち請求にもとづき、支払うものとする。

1 3 その他

- (1) 提出された企画提案書などは返却しない。
- (2) 参加申込書を提出した後、企画提案書及び費用見積書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、市から指示があった場合を除く。
- (3) 提出された企画提案書などは、選定を行う作業に必要な範囲内で本市が複製することがある。
- (4) 本市と契約に至ったものが作成した企画提案書については、市はあらかじめ通知することによりその全部を無償で使用（複製、転記または転写をいう。）することができるものとする。
- (5) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、すべて提案者の負担とする。
- (6) 参加申込書を提出した後、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (7) 参加申込後に辞退する際には、プロポーザル参加辞退届（様式 1 2 号）を提出すること。